公共施設等運営権登録令の一部を改正する政令案参照条文

目　次

○　公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）（抄）　1
○　民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）※民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）による改正後のもの　3
○　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（抄）　3

○　公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）（抄）

（登録事項）

第二十二条　表題部の登録事項は、次のとおりとする。

一　公共施設等の名称及び立地

二　公共施設等の運営等の内容

三　存続期間

四　公共施設等の管理者等の名称

五　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十九条第一項の公共施設等運営権の行使の停止又はその停止の解除があったときは、その旨（行使の停止があった場合において停止期間があるときは、その旨及びその期間）

六　登録原因及びその日付

七　登録の年月日

八　前各号に掲げるもののほか、公共施設等運営権を識別するために必要な事項として内閣府令で定めるもの

２　権利部の登録事項は、次のとおりとする。

一　登録の目的

二　申請の受付の年月日及び受付番号

三　登録原因及びその日付

四　公共施設等運営権等の権利者の氏名又は名称及び住所並びに公共施設等運営権を目的とする抵当権の登録名義人が二人以上である場合にあっては、当該抵当権の登録名義人ごとの持分

五　登録の目的である公共施設等運営権等の消滅に関する定めがあるときは、その定め

六　共有物分割禁止の定め（抵当権について民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十四条において準用する同法第二百五十六条第一項ただし書の規定により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同法第九百八条の規定により被相続人が遺言で抵当権について分割を禁止した場合における抵当権の分割を禁止する定め又は同法第九百七条第三項の規定により家庭裁判所が遺産である抵当権についてした分割を禁止する審判をいう。第二十八条において同じ。）があるときは、その定め

七　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請した者（以下「代位者」という。）があるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

八　第二号に掲げるもののほか、権利の順位を明らかにするために必要な事項として内閣府令で定めるもの

（共同申請）

第二十三条　登録の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者が共同してしなければならない。

（共有物分割禁止の定めの登録）
第二十八条　共有物分割禁止の定めに係る公共施設等運営権等の変更の登録の申請は、共有者である全ての登録名義人が共同してしなければならない。

（登録義務者の所在が知れない場合の登録の抹消）
第三十二条　登録権利者は、登録義務者の所在が知れないため登録義務者と共同して登録の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。
２　前項の場合において、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定があったときは、第二十三条の規定にかかわらず、当該登録権利者は、単独で前項の登録の抹消を申請することができる。
３　第一項に規定する場合において、登録権利者が抵当権の被担保債権が消滅したことを証する書面として内閣府令で定めるものを提供したときは、第二十三条の規定にかかわらず、当該登録権利者は、単独で抵当権に関する登録の抹消を申請することができる。同項に規定する場合において、被担保債権の弁済期から二十年を経過し、かつ、その期間を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたときも、同様とする。

（登録事項証明書等の交付等）
第六十六条　何人も、内閣総理大臣に対し、手数料を納付して、登録記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（第四項において「登録事項証明書」という。）の交付を請求することができる。
２　何人も、内閣総理大臣に対し、手数料を納付して、登録簿の附属書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）のうち内閣府令で定める図面の全部又は一部の写し（これらの図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。第四項において同じ。）の交付を請求することができる。
３　何人も、内閣総理大臣に対し、手数料を納付して、登録簿の附属書類（電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を内閣府令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。）の閲覧を請求することができる。ただし、前項の図面以外のものについては、請求人が利害関係を有する部分に限る。
４　前三項に規定する手数料の額は、次の表のとおりとする。

請求の種類	金額
登録事項証明書の交付の請求	一通につき七百円
図面の全部又は一部の写しの交付の請求	一公共施設等運営権に関する図面につき四百八十円
登録簿の附属書類の閲覧の請求	一事件に関する書類につき四百八十円

５　国又は地方公共団体の職員が、職務上第一項から第三項までの規定による請求をするときは、手数料を納付することを要しない。

○　民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）※民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）による改正後のもの

（遺産の分割の協議又は審判）
第九百七条　（略）
２　遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。

（遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止）
第九百八条　被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から五年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。
２　共同相続人は、五年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割をしない旨の契約をすることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えることができない。
３　（略）
４　前条第二項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、五年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えることができない。
５　（略）

○　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（抄）

（公示催告の申立て）
第九十九条　裁判上の公示催告で権利の届出を催告するためのもの（以下この編において「公示催告」という。）の申立ては、法令にその届出をしないときは当該権利につき失権の効力を生ずる旨の定めがある場合に限り、することができる。

（公示催告手続終了の決定）
第百四条　公示催告手続開始の決定後第百六条第一項から第四項までの規定による除権決定がされるまでの間において、公示催告の申立てが不適法であること又は理由のないことが明らかになったときは、裁判所は、公示催告手続終了の決定をしなければならない。
２　（略）

（審理終結日）
第百五条　裁判所は、権利の届出の終期の経過後においても、必要があると認めるときは、公示催告の申立てについての審理をすることができる。

この場合において、裁判所は、審理を終結する日（以下この章において「審理終結日」という。）を定めなければならない。

2　権利の届出の終期までに申立人が申立ての理由として主張した権利を争う旨の申述（以下この編において「権利を争う旨の申述」という。）があったときは、裁判所は、申立人及びその権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。

3・4　（略）

（除権決定等）

第百六条　権利の届出の終期（前条第一項又は第二項の規定により審理終結日が定められた場合にあっては、審理終結日。以下この条において同じ。）までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がないときは、裁判所は、第百四条第一項の場合を除き、当該公示催告の申立てに係る権利につき失権の効力を生ずる旨の裁判（以下この編において「除権決定」という。）をしなければならない。

2　裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利の届出があった場合であって、適法な権利を争う旨の申述がないときは、第百四条第一項の場合を除き、当該公示催告の申立てに係る権利のうち適法な権利の届出があったものについては失権の効力を生じない旨の定め（以下この章において「制限決定」という。）をして、除権決定をしなければならない。

3　裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利を争う旨の申述があった場合であって、適法な権利の届出がないときは、第百四条第一項の場合を除き、申立人とその適法な権利を争う旨の申述をした者との間の当該権利についての訴訟の判決が確定するまで公示催告手続を中止し、又は除権決定は、その適法な権利を争う旨の申述をした者に対してはその効力を有せず、かつ、申立人が当該訴訟において敗訴したときはその効力を失う旨の定め（以下この章において「留保決定」という。）をして、除権決定をしなければならない。ただし、その権利を争う旨の申述に理由がないことが明らかであると認めるときは、留保決定をしないで、除権決定をしなければならない。

4　裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利の届出及び権利を争う旨の申述があったときは、第百四条第一項の場合を除き、制限決定及び留保決定をして、除権決定をしなければならない。

5　除権決定に対しては、第百八条の規定による場合のほか、不服を申し立てることができない。

6　制限決定又は留保決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7　前項の即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。